

### 第3節 社会教育指導者の役割

- ・社会教育の指導者は、学習・教育活動に直接関わる指導者と、事業を計画したり、学習環境を整備するという学習・教育活動に間接的に関わる指導者とがいる。
- ・指導の場面としては、団体、グループ・サークル活動、学級・講座への参加、施設利用、個人学習の援助などがある。
- ・学習者の学習プロセスに焦点を当てると、学習情報の提供や学習相談という指導が重要である。
- ・社会教育の指導者を分類すると、専門的職員、関連施設の職員、行政の指導系職員、組織団体の役員、講座の講師・助言者、各種の委員、その他がある。
- ・社会教育の専門的職員としては、社会教育主事を始め、公民館主事、図書館司書、博物館学芸員、その他施設の職員や、行政の指導系職員がいる。

#### (1) 社会教育と指導者

社会教育の指導者は次のように定義される。すなわち、「学習者が学習活動を展開するにあたって、学習の目標の設定、内容・方法・教材等の選定にさまざまな影響力を与える人々を指している」<sup>(1)</sup> というものである。また、次のようにも定義される。「人々の学習要求を啓発し、学習が自主的に行われるための条件を整えるとともに、学習活動を展開するにあたっては、学習効果が高まるように支援する人」である<sup>(2)</sup>。

生涯学習社会へ移行するこの時期、社会教育指導者は、学校教育に携わる教員が生涯学習の観点に立って児童・生徒の教育・指導を行うのと同様に、生涯学習の支援も視野に入れた指導が必要になっている。その点をふまえ、社会教育活動や生涯学習の支援のために、指導者が学習者とどのようなかかわりを持つものと考えべきかを整理し、今日の社会教育指導者についてその役割を考えることにする。

社会教育の指導者を、これまでの社会教育活動の支援に加え、生涯学習の支援を考えに入れなければならないことはすでに指摘されている<sup>(3)</sup>。そこでは、人々の学習活動を支援する必要性の観点から、次の4点を指摘している。「まず一つには、生涯学習社会の進展に伴い、人々の学習関心はますます高度化し多様化しており、このような人々の学習ニーズに対応できる指導者が求められている。二つには、学習への意欲はありながら、いろいろな学習阻害要因のため学習できない人々を支援してくれる指導者が必要である。三つには、まだ、学習へ芽生えていない潜在学習者に対する、学習環境整備を含めた支援が求められている。四つには、人々の学習の成果を評価してくれる指導者が必要であるといえよう。」

ここでは、これまでの社会教育活動の実際や学習者の学習のあり方を考慮し、また、社会教育活動や生涯学習活動を支援するための計画立案等も指導に含まれるという観点から、社会教育指導者を分類し、その役割を検討しよう。

#### (2) 指導の場面と社会教育指導者の分類

上に示したように、社会教育指導者は、具体的な社会教育活動や学習活動を直接的に指導・支援する場合と、社会教育の支援や生涯学習の支援を行うためにいわば学習環境の整備を図るという観

点から指導・支援を行う場合とがある。そこで、ここでは、人々の具体的な社会教育活動、学習活動が行われるそのプロセスや活動場所、機会、学習方法などの観点から、社会教育指導者を分類・整理しよう。

ア. 社会教育活動の実際や学習者のありようから、「指導」の必要とされる場面をとらえると、次のような場合がある。

a. 地域や職場の組織、団体、グループ・サークル活動で社会教育活動、学習活動を行う場合  
この場合、実際に学習を行うメンバー相互が指導者である場合があるが、組織や団体、グループ・サークルの世話人、役員は、指導者と位置づけることができる。また、学習活動を展開する場合、その学習内容にふさわしい講師や助言者が選択されることになるが、その人々は指導者である。

b. 学級・講座等へ参加する場合

公民館をはじめとする社会教育に関係する施設や、民間の教育文化産業（カルチャーセンター等）が提供する学習機会、広く生涯学習施設で提供される集合学習の機会は、学級・講座としての事業形態をとっている。そのような学習機会へ参加する場合、その事業の各回を担当している講師・助言にあたる人々は指導者である。

c. 社会教育施設や生涯学習関連の施設を、個人的に、あるいは、組織、団体、グループ・サークルで利用する場合

社会教育施設や生涯学習関連の施設を、個人で利用したり、グループ・サークル活動で施設を利用する場合、施設の専門的職員などがアドバイスをしたり学習相談を行う。例えば、図書館の司書や博物館の学芸員など、来館者・利用者のリクエストに応じたり、レファレンス業務を行うなどの場合がそれに相当する。これらの対応をする人々は指導者である。

d. 個人学習を進める場合

施設の職員のように、それが職業としての業務である場合のみならず、ボランティアの活動である場合も含め、学習者が個人的に学習活動を行おうとする場合、質問に応じてくれたり、学習の継続を支援してくれたり、具体的な学習活動の指導を行う人々が存在しなければならない。そのような存在の人々は指導者と考えられる。

イ. 社会教育支援、生涯学習支援のための計画立案の場面をとらえると、次のような場合がある。

a. 以上のような直接的な指導というより、間接的に社会教育や生涯学習の指導を行う場合  
都道府県や市町村の教育委員会等で、社会教育計画、生涯学習計画を立案し、人々の社会教育活動、生涯学習活動を促進する立場の人々は、指導者である。

b. 事務局のみならず、社会教育（支援）施設、生涯学習（支援）施設で、事業計画、プログラム作成を行う場合

施設が社会教育事業、生涯学習支援事業を企画・立案したり、学習事業を実施する場合、それを担当する人々は指導者である。

ウ. 指導者が職業活動として臨む場合、ボランティアとして臨む場合  
すでに上でも述べたが、職業的な指導者とボランティアの指導者がいる。必ずしも明確にどちらかに分類できるとは限らないが、どちらであっても、指導者ということができる。

### (3) 学習のプロセスと指導者のかかわり

上では、社会教育活動や生涯学習活動が行われる際の、マクロな側面からみた指導の必要性和、指導を必要とする場面を整理したが、次に、社会教育活動や学習活動のややミクロな側面、すなわち、学習活動のプロセスから、指導を必要とする場面を考えてみよう。

#### ア. 個人学習を中心とする学習活動の場合

何か学んでみたい、あるいは、学習したいということがあり、学習活動を展開しようとする際、そのプロセスはおおよそ次のようなステップが考えられる。それぞれの段階で、指導内容が異なったり、指導者が異なるなどの場合が考えられる。したがって、それにふさわしい指導者が必要となる。

- a. 特に学習活動を開始しようとする際、情報提供や学習相談などが必要になる。
- b. 学習内容や目的が明確になった場合、次のステップとして、学習者の学習計画を企画・立案したり、学習メニューの点検を行うなどの助言や指導が必要となる。
- c. 実際に学習活動を実施、実行するに伴い、学習内容の教授・指導、学習方法の指導、学習活動や意欲の維持・継続の指導、学習の発展・深化の援助、学習停滞や問題点克服の援助、疑問の解消などなど、さまざまな指導、助言が必要になる。
- d. 学習活動の反省、さらなる学習継続への準備を指導、助言することが必要になる。
- e. 最後に、一つ前のステップの反省の中に含まれることもあるが、今後重要と考えられる学習成果をきちんと評価してくれる指導者が必要である。それはさらに、学んだことを活かせるように活動の場を開拓したり、方向を示したり、助言を与えてくれる指導者でもある。

#### イ. 団体、グループ・サークル活動の場合

組織や団体、グループ・サークルなどでの学習活動を行う場合、その学習活動の内容を指導する講師・助言者のみならず、学習集団としてのあり方や、集団での学習のあり方など、学習集団としての運営を指導する人々、また、学習のプログラムを支えるコーディネートを行う人々など、さまざまな事柄にかかわっての指導が考えられる。

同時に、組織、団体、グループ・サークルを外側から支え、その維持、発展を支援することも重要である。そのような観点から考えると、集団を代表する人々、指導者の研修などが必要となり、それらを企画する人々が指導者としても重要な位置を占めることになるだろう。

#### (4) 社会教育指導者の活動分野と役割

以上のような検討をふまえ、ここであらためて冒頭の社会教育指導者の定義を振り返り、社会教育、生涯学習活動を支援する指導者の活動分野と役割を考えることにしよう。

最初の定義からすると、社会教育の指導者は、役割として、「学習目標の設定、内容・方法・教材などの選定」を指導する人々である。また、第二の定義からすると、①人々の学習意欲を啓発する、②学習が自主的に行われるための条件を整える、③学習活動の展開に際し学習効果が高まるよう、支援する人々である。

このような役割は、さまざまな種類の指導者がお互いに役割を重複しつつ、また、どちらかに判別しがたく重なり合い、それぞれの指導者が果たさなければならないものであるともいえる。だが、社会教育活動や生涯学習活動を支援するための法的な整備や、行政体制は、役割を分担しつつ指導者の位置づけを行っている。そこで次に、社会教育の専門的職員を中心に、社会教育指導者の活動分野と役割をまとめてみよう。

##### ア. 専門的職員

社会教育指導者という場合、従来から一般に、行政関係職員、専門的指導者、有志指導者に大別されてきた<sup>(4)</sup>。その専門的指導者とは、専門的な学識や技術などを指導・教授・提供する学識経験者などである。有志指導者とは、今日その活動の支援・推進が重要視されているボランティアであり、その中には、行政機関からの委嘱を受けた場合と、全くの自発的な活動としての指導者である場合がある。また、行政関係職員には、社会教育専門的職員の他、ケースワーカーや保健婦、農業改良普及員などが指摘できる。

だが、専門的職員という場合、職務として社会教育やさらには生涯学習を支援する役割をもって人々を指すといえる。これらの職員としては、社会教育主事、さらに、主たる社会教育施設の専門的職員として、公民館主事、図書館司書、博物館学芸員などがある。

##### イ. 関連施設の職員

主たる社会教育施設としては、公民館、図書館、博物館がある。しかし、社会教育施設の整備・充実が進められてきた今日、そのほかにも、数多くの施設が存在する。青少年教育施設としては、国立をはじめとする都道府県立、市町村立の「青年の家」「少年自然の家」が中心的存在である。また、婦人教育施設としては、国立、都道府県立、市町村立の「婦人教育会館」等がある。さらに各種体育施設がある。これらの施設には、利用者の活動援助という指導を担当する「専門的職員」が置かれている。

これらに加え、文部省や都道府県や市町村の教育委員会以外の行政機関が掌握している施設が数多く存在する。必ずしも職員が設置されているとは限らないが、生涯学習という観点からみると、それらの施設もまた、生涯学習施設であり、社会教育活動を展開する施設とみなすことができる。それらの施設としては、「憩いの家」「コミュニティセンター」「働く婦人の家」などがあるが、こうした施設で業務を行う職員は、指導的な役割を果たすことも時には必要と考えられる。

##### ウ. 行政の指導系職員

社会教育主事や社会教育施設、生涯学習施設の行政施設の専門的職員のみならず、事務局で社会教育計画立案、策定などに関わる職員は、指導系職員として位置づけられる。社会教育行政関係機関には、管理系の職員、指導系の職員、庶務系の職員が置かれ、国、都道府県、市町村のそれぞれ

のレベルで指導を担当している。上に述べた行政機関の専門的職員は、この指導系職員の一つである。

また、社会教育関連施設の職員の中でも、各種施設長は、実際の事業実施に際しては、指導系職員としても機能しているといえる。

#### エ. 団体、組織の役員

地域団体や組織などの役員、代表者なども、社会教育の指導者といえる。それが学習活動を中心にしたグループ・サークルの場合はより明確になる。これらの人々は、見方によってはボランティアの指導者でもあるし、地域社会に多様に存在する社会教育や生涯学習に関係する各種委員でもある場合もある。

いずれにしろ、社会教育や生涯学習の活動を支援し、さまざまな形で指導する立場にある人々である。

#### オ. 講師・助言者

講師・助言者、ある場合はチューター、アシスタントなどと呼ばれたりするが、学習内容に直接関わる教授・指導活動を行ったり支援する人々である。これらの人々は、職務とのかかわりでいえば、行政の社会教育専門職員であったり、専門的な知識・経験を有する教授活動をもつばらにする「専門家」としての学識経験者であったり、ボランティアではあるがその道の専門家であったりする。

いずれにしろ、学級・講座など、教授・学習活動の行われる際、学校教育場面での教員に相当する立場であるといつてよいであろう。

#### カ. 学習ボランティアとしての指導者

学習ボランティアとしての社会教育の指導者は、私たちの周囲にあふれている。また、これからの生涯学習社会にあって、今後ますますその役割が増したり、活躍が期待されたりしているところである。

潜在的には、誰でもが学習ボランティアとしての指導者になりうる。その点では、指導者の発掘とあわせて、指導方法の習得、訓練などが必要とされる場合がある。

また、生涯学習の振興が進むにつれて、人々の学習支援をする場合、情報提供や学習相談が大きな位置を占めてくる。特に学習活動の取り組みを開始しようとしたり、初歩的な施設利用方法の情報提供などは、まさにボランティアとしての活動の場となろう。このようなボランティアは、学習者にとって見れば学習成果を活用する機会、場所となるものであり、今後一層の整備が求められよう。

#### キ. 社会教育、生涯学習関係の各種委員

社会教育や生涯学習に関連する各種の行政機関が委嘱する委員は、地域社会にあって、地域の学習者の代表であると同時に、社会教育活動や生涯学習支援の活動を行う指導者の代表でもある。そして、行政機関の委嘱を受けること自体がボランティアでもある。

特に、社会教育行政関係者ととともに、地域の社会教育活動や、生涯学習活動支援のための計画や施策、事業実施案などの検討を行うこと自体が、環境整備を通じた指導的活動を行っていることにもなる。

#### ク. 学校教育関係者等, その他の指導者

社会教育活動や生涯学習の支援を行うことは、社会教育関係者に限ったことではない。各種の学校で教鞭を執る教員もまた、社会教育指導者の一人たりうる。特に、生涯学習社会にあって、学校教育と社会教育との結びつきが重要視される中で、あらためて、社会教育の指導者としての自覚が求められよう。

さらに、その他にも、学習のプロセスにしたがって考えるならば、種々さまざまな指導者が存在することになる。

### (5) 社会教育指導者の役割と機能

社会教育主事の役割と機能については、次節に述べられるので、ここでは、社会教育主事を除いた、行政職員である社会教育指導者を中心にまとめることにする。

#### ア. 公民館主事

社会教育施設に置かれる職員の中で、もっとも地域住民と近いところで、社会教育支援、生涯学習支援の活動を企画し実施しているのが公民館である。しかし、そこに置かれる公民館主事については、必ずしも十分な専門的職員としての位置づけがなされているわけではない。とほいうものの、社会教育の専門的な知識が必要であるということは、文部省告示や各種の答申に述べられている。例えば、「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示第98号）では、「公民館の館長及び主事は、社会教育に関し識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識と技術を有する者をもって充てるように努めるものとする」とした。また、1971年（昭和46年）に出された社会教育審議会答申では、「主事には、社会教育に関する識見や経験と公民館事業の企画と展開に関する専門的な知識・技術が必要とされる」と指摘している。

さらに、公民館主事には、社会教育主事に準じた資質・能力が期待されているといえる。それは、社会教育主事資格を持ったり、社会教育主事研修に参加する公民館主事がいることでもわかる。

公民館に館長および主事を置くことについては、「公民館の職員」として社会教育法第27条に定められている。その職務については、同条に、「館長は、公民館の行う各種の事業と企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する」とある。また、主事については、「主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる」と定められている。

#### イ. 図書館司書

図書館司書及び司書補については、図書館法第4条に、「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」とあり、同条では、「司書は、図書館に専門的事務に従事する（「司書補は、司書の職務を助ける」）」とあり、公民館主事の場合と比べ、「専門的職員」としての位置づけが明示されている。

1950年（昭和25年9月）に出された文部次官通牒の「司書及び司書補の職務内容」では、「図書館サービス計画の立案、収集方針の立案、図書館資料の選択、分類の決定、目標の指示、目録の維持管理、典拠ファイルの維持、読書案内、参考業務、集会・展示などの企画、読書会の運営」などがある。

また、1988年（昭和63年）の社会教育審議会社会教育施設分科会の中間報告、「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について」では、図書館の実務についての専門的知識・技術の習得だけでなく、「人々の生涯学習を援助していくためには、より広い知

見が求められる」とし、さらに、「新しい情報処理能力を身につけることも必要になっている」と述べている。

さらに今日では、1996年（平成8年）生涯学習審議会社会教育施設分科審議会報告『社会教育主事、学芸員、司書の養成、研修等の改善方策について』では、養成体系の改善案など、生涯学習の時代に対応した図書館司書のあり方が提起されている。

#### ウ. 博物館学芸員

学芸員については、博物館法第4条3項に、「専門的職員」として置くことが明記されている。4項には、「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」とされ、職務内容が示されている。

また、1990年（平成2年）に出された『博物館の整備・運営の在り方について』（社会教育審議会社会教育施設分科会の中間報告）では、職員資質の向上があげられ、①専門分野についての高度な知識・技術の習得、②人々の生涯学習を援助していくための幅広い資質（多様な情報の処理と学習相談、新しい展示方法の企画・開発、連携事業の企画・展開）、③保存技術の進歩、情報処理技術の進展に対する保存・修復に関する知識・技術、の三つがあげられている。

なお、今後の学芸員の養成、研修のあり方については、上で示した、1996年（平成8年）生涯学習審議会社会教育施設分科審議会報告に述べられている。

#### エ. その他の社会教育施設の職員

その他の施設における職員の場合、専門的職員として、あるいは、指導系職員として職員配置がなされている場合が多い。特に、教育委員会が管理する社会教育関連施設、生涯学習関連施設では、指導系職員が配置されている。次のような施設では、施設設置目的の達成を目指し、指導系職員が重要な役割を果たしている。

- a. 青少年教育施設
- b. 婦人教育施設
- c. スポーツ施設
- d. その他の施設の職員（生涯学習センターなど）

#### オ. 行政機関の指導系職員

人々の学習活動が行われる場所としての社会教育施設や生涯学習関連施設ではなく、教育委員会事務局にも、指導系の職員は多い。特に、社会教育計画、事業計画の立案といった場面や、社会教育施設の運営を支えたり、条件整備や環境醸成といった社会教育行政の遂行という場面では、大きな役割を果たしているといえよう。直接的な学習指導を担当する人々のみならず、制度として、機関として役割を果たす中では、組織としての応援体制が重要なのであり、行政機関の指導系職員の位置づけは、今後生涯学習センターなどとの関連で考えられるようになるだろう。

#### カ. 講師・助言者など

講師・助言者としては、いわゆる学識経験者のみでなく、社会教育関係の行政職員が活躍する場合もある。特に、出前講座などの事業を実施している市町村では、行政職員は皆、学習活動の講師としての位置づけが可能となる。こうした事態に対応するためにも、指導者の研修が必要になる。

また、先にも述べたが、今後必要性が高まってくる「学習相談員」のような、学習者に情報を提

供したり，学習活動を展開する上での問題点の把握や解決に役割を果たすと期待される指導者は，専門家としての職員の場合と，ボランティアとしての指導者が対応する場合とが考えられるが，社会教育活動や生涯学習の活動のすそ野の広がりとともに，その役割はますます重要となろう。

注

- (1) 伊藤俊夫他編著「社会教育の基礎」文教書院，1991，157頁
- (2) 伊藤俊夫編著「生涯学習の支援」実務教育出版，1995，144頁
- (3) 前掲書同頁
- (4) 岡本包治編著「講座現代の社会教育 7 社会教育職員必携－社会教育の指導と事務」ぎょうせい，1980

(山本和人)